

女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた環境整備を 求める意見書

「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下、女性差別撤廃条約）が国連総会で採択されたのは1979年、日本は翌年の世界女性会議で条約に署名、批准に向け国内法一均等法制定、国籍法改正、家庭科男女共修の学習指導要領改訂などを整備し、1985年に批准しています。

しかしながら、女性差別撤廃条約の実効性を強化するための付属文書「選択議定書」に日本は未だ批准していません。条約を批准していながら選択的議定書を批准していないのは、経済協力開発機構（OECD）加盟国では、日本のほかには4ヶ国のみです。

各国における男女格差をはかる「ジェンダー・ギャップ指数 2019」によると、日本は153カ国のうち121位と、男女平等の後進性は顕著です。選択議定書に批准すると、個人通報制度、調査制度の手続きを利用することができます。これにより条約の精神が活かされ、実効性が確保されることにより、男女格差の是正が期待されます。

国連からは批准を繰り返し奨励され、国会においても、参議院で選択議定書の早期批准を求める請願が20回も採択されています。女性の権利を国際基準に高め、女性活躍の推進をさらに前に進めるためにも、選択議定書の批准をこれ以上先延ばしにすることは、国際社会からの信頼を損なうことにつながりかねないと懸念します。

よって日野市議会は国会及び政府に対し、日本が男女平等社会を実現するためにも、また、人権先進国として国際社会で信頼されるためにも、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題、個人情報を受け入れる実施体制等の課題を早急に解決されるよう、選択議定書の批准に向けた環境整備を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和3年3月23日

日 野 市 議 会